平成２１年（フ）第８８号
埼玉県新座市栄１丁目１番３号
破産者　関根　正人
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
さいたま市南区松本４丁目５番２号　ピュアシティⅡ202号
破産者　田中　順二
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
埼玉県川口市芝宮根町18番10号　ジャスティスＢ203号
破産者　神田　良三
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
埼玉県川口市芝宮根町18番10号　ジャスティスＢ203号
破産者　神田　榮子
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
埼玉県川口市川口２丁目14番28―611号　ブルジョン７
破産者　長内　義彦
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
さいたま市南区白幡３丁目９番12号811
破産者　加藤里枝子
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
さいたま市中央区上落合４丁目６番４号　メゾンハイツ都201
破産者　渡邊美智子
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2114番地６、旧住所さいたま市北区宮原町４丁目107番地５
破産者　小林　茂雄
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８３９号
埼玉県蕨市錦町４丁目７番15号　錦町４丁目住宅２号棟513号
破産者　井形　美恵（旧姓遠藤）
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５５号
神奈川県厚木市下荻野1437番地８、前住所神奈川県厚木市下荻野1062番地７
破産者　一寸木昌夫
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第９２５号
盛岡市東松園４丁目12番２―24号
破産者　岩渕　珠美
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５号
宮城県気仙沼市舘山２丁目２番37号
破産者　矢萩　重満
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第７８５号
札幌市白石区本通３丁目南３番５号
破産者　河瀬　　博
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５３号
岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山駅30番地
破産者　村谷　榮俊
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第９１４号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目52番地の５　レオパレスサンハイム101号、開始決定時の住所盛岡市下太田沢田64番地１　沢田荘203号
破産者　野崎　忠志
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９７号
仙台市太白区大野田２丁目９番19号、開始決定時の住所宮城県名取市閖上字新鶴塚65番地
破産者　甲田　孝典
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
仙台市宮城野区田子１丁目17番25号　ロイヤルメゾンＢ―203、破産申立時の住所仙台市宮城野区福室１丁目６番10―401号
破産者　鑄鍋　邦彦
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４７号
宮城県塩竈市白萩町７番12号
破産者　伊藤　文夫
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４８号
宮城県塩竈市白萩町７番12号
破産者　伊藤　仁子
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係